

払い能力をもつようにその信頼性を維持することが議会の委員会に対する至上命令である。このため議会は明確な状態をつくり出しておかねばならないのであって、労働者年金保険の内部でその20の機関がそれぞれ常に必要な資金を、財政調整により、確保し、特に負担の大きな機関は流動資金の援助をできるようにしておくほか、財政に余裕のある職員保険の方からの財政調整もはかれる。

保険料は、1970年についてはすでに17%に

定められているが、今後数年内に18%に引き上げる。政府、連邦銀行、年金保険の共同の予測では1985年までには18%以上の引上げは必要ないという。この計算では現在被保険者100に対し年金受給者45.8であるのが、1976~77年には49.4となり、1985年には再び減って46.1となるはずである。

Die Welt, 30 Mai

(安積 鋭 二 国立国会図書館)

職員・労働者保険の財政調整

(西ドイツ)



年金保険協会では連邦議会社会政策委員会に職員保険と労働者保険両部門の財政調整を目的とした共同提案を提出した。この提案は最終段階にはいった新年金財政法の委員会に付託されるはずである。

協会としては、両保険部門の給付能力を平等に保証するような規定を、議会が公布すべきであるとする。しかしこのためには、今後10年間労働者保険は職員保険の強力な支援が必要である。職員保険、とくに職員組合は、従来

これにきわめて消極的であった。そこで協会の案では、年金保険は今後6カ月分の支出額(連邦補助金を考慮することなしに)を保有していなければならない、とする。これは従来の規定に対して実質的には義務積立金を半減することになる。この積立金で年金保険の支払い能力は確保されるはずである。つまりこのため2カ月分の支出額が予定され、その他4カ月分の支出額で「変動準備金」が設けられて、保険料収入の景気変動が調整される。

労働者保険の積立金が、すでに1970年に考えられるような、4カ月分支出額を下回るようなことがあると、職員保険は財政調整の枠内で生じた赤字を、職員保険の積立金が規定の6カ月分支出額の積立金に達するまで支出して、補充する。ということは実際には、職員保険が、1970年以後、その保険料過剰分の一部を労働者保険に移す、ということである。もちろんこれで、職員保険がすでに集めている130億マルクの積立金に手をつけることを考えねばならぬわけではない。

Frankfurter Allgemeine, 30 April

(安積 鋭 二 国立国会図書館)